



保育士養成テキスト「保育原理」における教授内容の分析（3）：「保育の原理」の探求を視野に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-04-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中谷, 奈津子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003046

保育士養成テキスト「保育原理」における教授内容の分析 (3)

—「保育の原理」の探求を視野に—

中 谷 奈津子

大阪府立大学人間社会システム科学研究科

要 旨

本研究の目的は、最終的には「保育の原理」を明確にすることである。本論ではその前提として保育士養成テキスト「保育原理」における教授内容を分析し「保育の原理」に通じる概念を整理した。保育所保育指針第3次改定を受けて出版されたテキスト「保育原理」より、「保育の原理」に関すると思われるキーワードを抽出し概念化を試みた。「個人の尊厳」「子どもの最善の利益の尊重」「発達の保障」「未来社会への貢献」「保育の姿勢」「保育の手段・方法」が抽出された。今後は、テキスト以外の調査対象や哲学、保育思想史なども考慮に入れる必要がある。

キーワード：保育の原理、教授内容、保育士養成テキスト

1. 問題の所在

(1) 保育をめぐる政策動向と本研究の意義

本研究の目的は最終的には保育の「原理」を明確にしていくことではあるが、本論ではその前提として、保育士養成テキスト「保育原理」の教授内容に着目し、保育における価値や理念、意義等「保育の原理」に通じる概念を整理することを目的とする。

まず用語の整理をしておく。本論でいう「保育原理」は、特に記述がない限り、保育士養成課程で展開される科目名を指すものとし、「保育の原理」とは、主に誕生から就学前の児童を対象とする保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育等、社会制度の上に展開される家庭以外の施設保育における原理を指すものとする。それらは別々の原理を有するのではなく、共通の原理を基盤とするという立場に立つものとする。

近年、保育・子育て支援をめぐる政策変動が著しい。都市部の深刻な待機児童、人口減少地域の資源の確保¹⁾といった喫緊の問題を背景に、政府は2012年子ども・子育て関連三法を制定し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進に着手した。保育所、幼稚園、認定こども園の利用と財政を一体化する大掛かりな制度改革²⁾が行われ、保育界はこれまでの幼保二元化モデルからの大きな転換を余儀なくされている。現状ではシンプルな一体化というよりも、保育所、幼稚園、認定こども園と施設保育は三元化しているとの指摘もあり³⁾、地域型保育の創設を踏まえると保育施設の形態はむしろ多様化しているようにみえる。

設置主体もまた多様である。幼稚園は国、地方公共団体、学校法人による設置が原則であり（学校教育法第2条）、幼保連携型認定こども園ではそこに社会福祉法人のみ加えられるが（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条）、保育所については設置主体の制限は2000年に撤廃されており⁴⁾、今回創設された地域型保育についても保育所の認可制度と同様の仕組みになっている⁵⁾。多様な設置

主体の代表としての企業立は、待機児童解消の切り札として期待される一方で⁶⁾、収益をあげることが目的でもあり「収入増やコスト圧縮を追求するあまり、サービスの低下を招く⁷⁾」という不安も聞かれている。しかし現実には設置主体の違いだけで保育の質の担保を語ることはできない。多様な設置主体の参入そのものの議論もさることながら、どのような施設形態や設置主体にあっても一人一人の子どもの健やかな成長を願いに寄与できるような保育実践を展開していかなければならない。

これに関して吉田は、新制度の本格的実施を前に「制度が変わったからといって保育の本質が変わるわけではない」「大切なのは誰のための、何のための保育かという理念」（傍点筆者、以下同じ）であると述べ、国民の税金を未来への投資として保育や子育てに充てるのであり、保育という営みを通して子どもの健やかな育ちという成果を示さなければならない⁸⁾とする。また幼保一体化にとって真に必要なのは乳幼児の生活をどうデザインするか、どのような保育を行えばいいかという明確な理念であり⁹⁾、子どもの育ちを保護者に可視化して伝えることで保育の本質や保育の意義を社会に発信していくことが必要不可欠とする論稿もある¹⁰⁾。

保育の本質、意義、理念といったものは「保育の原理」にあたるものと思われる。つまり「保育の原理」を明確に掲げながら、そこから、あるいはそこに向かって、未来を生きる子どもたちの成長に寄与していく保育の展開が、保育制度の転換期である今日に強く求められている。設置主体や施設形態の多様性を超えて、保育を必要とする子どもたち一人一人に良質な保育を提供し、またともに創り上げていくために、保育や乳幼児教育の原点を今一度見つめ直し、保育界で共有できる「保育の原理」への議論が必要とされている。

（2）「保育の原理」は明確にされてきたのか

「原理」とは、「そこから他のものがみちびきだされ、それによって他のものが規定されることの始源、第一のもの¹¹⁾」とされ、存在の根拠となる実在原理、認識の根拠となる認識原理、行為の規範となる実践的原理があるとされている¹²⁾。実在原理とは、宗教における心や神、唯物論における物質などがこれにあたり¹³⁾、本論はそこに言及できるものではない。また認識原理は、思惟や認識のそれ自身確実なる出発点を意味しており¹⁴⁾、保育においては普遍的な意義や価値、本質的な理念がこれに相当するものと思われる。また実践上の行為の規範となる実践的原理も保育の原理には存在すると考えられる。

では「保育の原理」は、これまでどこまで明確にされてきたのであろうか。

「幼児保育学事典」では、「保育原理」として扱われ「保育作用の原理」とされているが、それ以上の説明はない¹⁵⁾。また「保育の原理」について、保育所保育指針総則の記述内容の説明に終始し¹⁶⁾、幼稚園教育要領を説明した「幼稚園教育の基本」は別物として項目が立てられているものもある¹⁷⁾。さらに「保育原理」を、保育の営みについて「それが妥当なものであるかどうかを、乳幼児の理解、児童発達観、社会的要請などの側面から検討し、妥当性の根拠を与えようとするもの」とするものもあるが、ここでもその先の説明は不明なままである¹⁸⁾。このように、保育に関する辞書においては、「保育の原理」について統一的な定義づけや見解が示されているとはいえず、それぞれの説明についても曖昧さが残るものとなっている。

「保育」及び「原理」をテーマに含む先行文献については、倉橋と堀合の一連の研究があげられる。倉橋は、フレーベルの考えを引き継ぎながら、子ども自らの力によって発動してくるところに「自己活動」「自発活動」が存在するとし、自発活動を尊重する教育のあり方を唱えている¹⁹⁾。また堀合は、倉橋の保育原理を土台として「自発性を尊重した」幼児教育のあり方を考察している²⁰⁾。このことから、自己活動を支える「自発性」が、保育の原理のひとつとしてとらえられてきたことがうかがえる。

また永見は、矢藤を引用しつつ、幼稚園や保育園という社会制度の場で展開する保育は、さまざまな法令と理念に支えられた営みであり、これら法令や理念は社会全体に「普遍的に分かち合える価値」として理解で

き、それが保育原則として理解されるという²¹⁾。そして、この保育原則とは、子どもの生存権の保障、子どもの最善の利益の保障、教育を受ける権利とその保障であると指摘している²²⁾。さらに大西は、日本の保育は基本的には保育所・幼稚園ともに「保育」を行うことになっており、経験主義という方法原理に立脚していることを指摘する²³⁾。

これら辞典における説明、「保育」「原理」をテーマに含む先行文献の指摘から見えてくるのは、「保育の原理」そのものについて、統一された見解が見当たらないこと、それに関する議論の乏しさ、それゆえの定義の曖昧さである。

(3) テキスト「保育原理」を分析する意味

周知の通り保育士養成科目「保育原理」は、保育の基本的理念を体系的にとらえる科目として、保育士養成カリキュラムにおいて非常に重要な位置を占めてきた²⁴⁾ ²⁵⁾。中でも民秋は先の「原理」の定義に依拠し、科目「保育原理」は、他の科目が「規定されるところの始源」すなわち、「根幹」・「本源」の役割を果たすものでなければならないと指摘している²⁶⁾。

「保育原理」は、幼稚園教員養成課程では必ずしも必修科目ではないが、多くの大学、短大等では保育の理念を教授する共通の必修科目として位置づけられている。こうしたことから保育士養成科目「保育原理」を分析することは、保育所や幼稚園等社会制度の上に展開される施設保育の「保育の原理」を考察する一助となると考える。

(4) 本論の目的

中谷は2007年以前に出版された「保育原理」テキストから、原理に通じると思われるキーワードを抽出・整理し、その概念化を試みた²⁷⁾。その結果、「個人の尊厳」「子どもの権利保障」「発達保障」「人間形成」「社会連帯」など、どの時代にあってもほぼ同様の概念に集約されることを明らかにした。このことから時代や社会が変遷したとしても、決して変わらない保育の価値や原理があるのではないかと予想される。

しかし見出されたこれらの概念が即「保育の原理」になりえるか、またキーワードの抽出作業においてその妥当性が担保されているかという課題が残り、引き続き慎重な検討が必要であると思われた。

このようなことから本論では、2008年の保育所保育指針第3次改訂以降に出版された保育士養成テキスト「保育原理」の教授内容を分析することを通して、保育における価値や理念、意義等「保育の原理」に通じる概念を整理することを目的とする。その際、先述の課題となったキーワードの抽出等において、保育領域の研究者による協力を得ることで、その妥当性の担保を考慮に入れるものとする。

2. 研究方法

(1) 文献の抽出方法

書籍検索サイトWebcat Plusを用いて「保育」&「原理」が主テーマであり、かつ2008～2013年に出版された書籍を検索した(20130701実施)。そのうち高校家庭科教材、保育士試験対策用問題集、乳児保育や障害児保育など特定の分野に焦点化された著書、自費出版による著書等は対象から除外した。該当書籍は24冊となった。本来なら24冊すべてを分析する必要があるが、「原理」として明確に表記されていないものも多くみられ、内容を精読する必要があると思われたため10冊のみ検討することとした。分析対象は、全国大学図書館での所蔵数をCinii図書サイトで確認し、大学所蔵数が多いものから順に10番目までとした(表1)。

表1 対象となった「保育原理」テキスト一覧

	書名	編著者（3名まで記載）	出版年	出版社
1	新現代保育原理	柏原栄子・渡辺のゆり	2009	建帛社
2	現代の保育学 保育原理（第7版）	待井和江	2009	ミネルヴァ書房
3	保育の実践・原理・内容	無藤隆・松井愛奈・増田時枝	2009	ミネルヴァ書房
4	よくわかる保育原理（第2版）	森上史朗・大豆生田啓友	2009	ミネルヴァ書房
5	最新保育講座 保育原理	森上史朗・若月芳浩・小林紀子	2009	ミネルヴァ書房
6	保育士養成講座 第7巻 保育原理	改訂・保育士養成講座編纂委員会	2009	全国社会福祉協議会
7	新保育ライブラリ保育・福祉を知る 保育原理	民秋 言・河野 利津子	2009	北大路書房
8	保育実践を考える 保育の原理	生田 貞子・水田 聖一・石川 昭義	2010	福村出版
9	新保育士養成講座 第1巻 保育原理	新保育士養成講座編纂委員会	2011	全国社会福祉協議会
10	なぜからはじめる保育原理	池田 隆英・楠本 恭之・中原 朋生 他	2011	建帛社

（2）キーワード抽出と分析の方法

「保育原理」テキストにおける目次を総覧し、「原理」「意義」「価値」「理念」など、保育の原理に通じると思われる章節項から本文内容を要約した。要約に対応したキーワードを付し、431のキーワードを抽出した。そこから保育領域の研究者4名に協力を得て「保育実践の原理に直接かかわるキーワード」を再抽出してもらった。得られたキーワードは227である（共通63、Aグループのみ146、Bグループのみ¹⁸⁾）。内容の類似性に基づきキーワードを分類し表札を付した（第1段階）。その際、保育者が行う行為と子どもの発達・行動を明確にするために「誰が」といった主語に着目しながら分類した。一連の作業を第4段階まで行い（表2）、その整理をもとに図1のような概念図を作成した。分析過程の妥当性を担保するために、先の4名の研究者によるピアチェックを実施している。

3. 結果

以下、第1段階の概念を示す際は []、第2段階〈 〉、第3段階《 》、第4段階【 】として表記するものとする。

【個人の尊重】には「人格の尊重」「個人の尊厳」「一人一人の子どもの尊重」なども含まれている。日本国憲法の審議過程から「個人の尊重」＝「個人の尊厳」＝「人格の尊重」と解されていたこと²⁸⁾、及び日本国憲法では「すべて国民は、個人として尊重される」（第13条、下線筆者）とあることから、集約概念として「個人の尊重」を採用した。

【子どもの最善の利益の考慮】には、《子どもの最善の利益の考慮》《子ども固有の権利の尊重》《基本的人権の尊重》が集約された。テキストでは後に続く名詞は「考慮」（1件）、「保障」（1件）、「尊重」（2件）と統一されてはおらず、ここでは子どもの権利条約第3条に記される「考慮」を集約の用語として採用した。

「子どもの最善の利益」は子どもの権利を象徴する言葉として国際社会でも広く浸透している²⁹⁾。また子どもの権利委員会が「子ども固有の権利」をとらえていることから³⁰⁾、ここでも【子どもの最善の利益の考慮】に《基本的人権の尊重》と《子ども固有の権利》を含めた。子ども固有の権利には、子どもの権利条約を参考に、保護される権利（32条、33条など）、愛情を受ける権利³¹⁾、発達の権利、遊ぶ権利（31条）、子どもの参加の権利³²⁾を集約した。

【発達の保障】には、《発達の保障》と《発達の保障の内容》に関するものが集約され、《発達の保障の内容》には子どもを主体としたものが集約された。情緒の安定を前提としながら、現在を最もよく生き、可能性

表2 「保育原理」テキストから抽出された「保育の原理に通じる概念整理

第4段階	第3段階	第2段階	第1段階	A	B	
個人の尊重	個人の尊重	個人の尊重	個人の尊重	○	○	
子どもの最善の利益の考慮	子どもの最善の利益の考慮	子どもの最善の利益の考慮	子どもの最善の利益の考慮	○	○	
	子ども固有の権利の尊重	子ども固有の権利の尊重	子ども固有の権利の尊重	○	○	
		権利行使の主体	権利行使の主体	○	○	
		保護される権利	保護される権利	○		
		愛情を受ける権利	愛情を受ける権利	○		
		発達の権利	発達の権利	○		
		遊ぶ権利	遊ぶ権利	○		
	基本的人権の尊重	子どもの参加の権利	子どもの参加の権利	○	○	
		教育を受ける権利	教育を受ける権利	○	○	
		生命権	教育	○		
		生存権	子どもの生命への権利	○	○	
		自由の権利	生存権	生存権	○	○
			生活の保障	生活の保障	○	○
自由の権利	自由の権利		○			
発達の保障	発達の保障	発達保障	発達保障	○	○	
		発達の助長	発達の助長	○	○	
		発達過程に応じる	発達過程に応じる	○	○	
	発達の保障の内容	情緒の安定	情緒の安定	○	○	
		身体機能の発達	身体機能の発達	○	○	
		基本的な生活習慣の自立	生活習慣の自立	○		
		現在を最もよく生きる	現在を最もよく生きる	○	○	
		社会性の発達	社会性の発達	社会性の発達	○	○
			コミュニケーション能力	コミュニケーション能力	○	
		個性の発揮	個性の発揮	○	○	
		自己の可能性の十分な発揮	自己の可能性の最大限の発揮	自己の可能性の最大限の発揮	○	○
			想像性の発揮	想像性の発揮	○	○
		創造性の発揮	創造性の発揮	○		
問題解決能力の形成	問題解決能力の形成	○				
自尊感情の形成	自尊感情の形成	○	○			
肯定的人間観の形成	肯定的人間観の形成	肯定的人間観の形成	○	○		
	基本的信頼感の形成	基本的信頼感の形成	○			
主体性の形成	主体性の形成	○				
未来社会への貢献	未来社会の形成者としての成長	未来社会の形成者としての成長	未来社会の形成者としての成長	○	○	
		生きる力の基礎	生きる力の基礎	○		
	社会全体で子どもを育てる	人間形成の基礎	人間形成の基礎	○	○	
		社会全体で子どもを育てる	社会全体で子どもを育てる	○		
		相互依存の評価	相互依存の評価		○	
		女性の生存権	女性の生存権		○	
保育に欠ける乳幼児の保育	保育に欠ける乳幼児の保育	○				
公的な養育責任	公的な養育責任	○				
民主的で文化的な国家の発展	民主的で文化的な国家の発展	民主的で文化的な国家の発展	○	○		
世界平和への貢献	世界平和への貢献	世界平和への貢献	○			
人類の福祉への貢献	人類の福祉への貢献	人類の福祉への貢献	○	○		
保育の姿勢	保育の姿勢	個性の尊重	個性の尊重	○	○	
		可能性の尊重	可能性の尊重	○	○	
		可能性の伸長	可能性の伸長	○	○	
		可能性の信頼	可能性の信頼	○	○	
		主体性の尊重	主体性の尊重	○	○	
意思の尊重	意思の尊重	○	○			
自己活動の尊重	自己活動の尊重	○	○			
多様性の尊重	多様性の尊重	○	○			
保育の手段・方法	乳幼児期にふさわしい生活	乳幼児期にふさわしい生活	乳幼児期にふさわしい生活	○	○	
		生涯発達における乳幼児期	生涯発達における乳幼児期	○	○	
	保護者とのパートナーシップ	保護者とのパートナーシップ	○			
	子ども理解	子ども理解	子ども理解	○		
		全人的な子ども理解	全人的な子ども理解	○		
	発達理解	発達理解	○			
	養護と教育の一体性	養護と教育の一体性	○			
	生活・遊びを中心とした総合的指導	遊びの重要性	遊びの重要性	○		
		総合的な指導	総合的な指導	○		
		協働体験	協働体験	○		
直接体験	直接体験	○				
環境を通して行う	環境を通して行う	環境を通して行う	○			
	人とかかわりの場	人とかかわりの場	○			

注) 表中のA,Bは二人一組になった際のグループを指す。第2段階の太字は、両グループが一致して抽出したキーワードを含む概念。

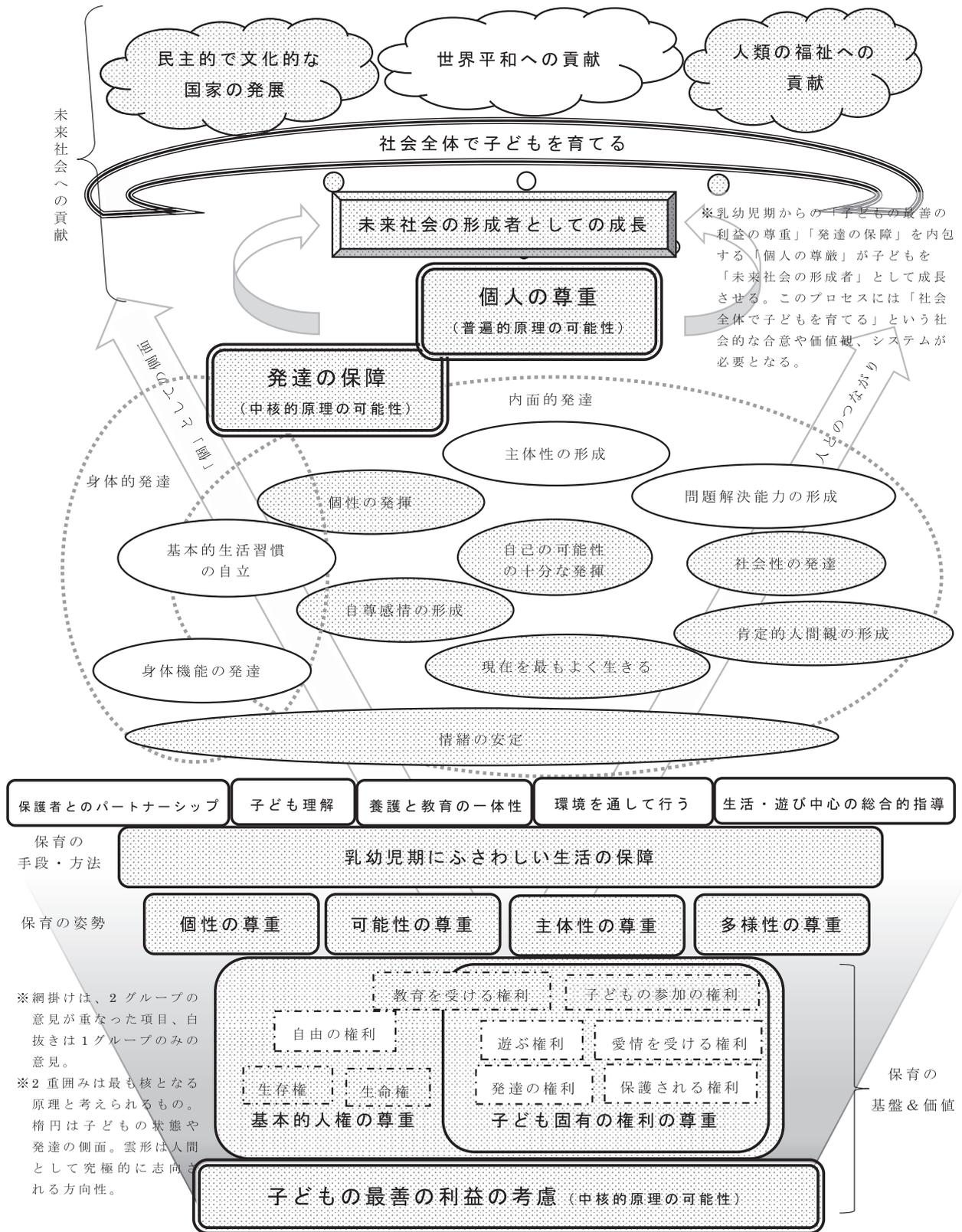


図1 「保育原理」のテキストから抽出された「保育原理」の概念図

を十分に発揮する行為者としての子どもの姿がそこにある。培われる身体機能や社会性の発達、基本的生活習慣の自立、自己の内的な成長も位置づけられた。

【未来社会への貢献】には、《未来社会の形成者としての成長》《社会全体で子どもを育てる》《民主的で文化的な国家の発展》《世界平和への貢献》《人類の福祉への貢献》が含まれ、その多くは教育基本法の前文と重なるものであった。【保育の姿勢】には、〈個性の尊重〉〈可能性の尊重〉〈主体性の尊重〉〈多様性の尊重〉が位置づけられた。

【保育の手段・方法】には、〈乳幼児期にふさわしい生活〉〈保護者とのパートナーシップ〉〈子ども理解〉〈養護と教育の一体性〉〈生活・遊びを中心とした総合的指導〉〈環境を通して行う〉が整理された。

これらをもとにテキスト「保育原理」からみた「保育の原理」の概念化を試みた(図1)。

4. 考察

(1) 基盤・価値となる「子どもの最善の利益」

「子どもの最善の利益」は、子どもに関わる全ての行動に適用されるものである。保育においては、全国保育士会倫理綱領の第1番目に「子どもの最善の利益の尊重」が謳われ³³⁾、保育所保育指針³⁴⁾、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下、教育・保育要領)³⁵⁾においても「子どもの最善の利益を考慮」することが明記されており、保育の根幹をなす理念として掲げられている。子どもの権利を保障するということは、子どもが保護され成長に必要なものを与えられるだけでなく、権利行使の主体として位置付けられ、子ども自身の社会参加が保障されることでもある^{36) 37)}。本論における概念整理においても、生命、生存及び発達の権利や愛情を受ける権利、遊ぶ権利、教育を受ける権利といった保護や成長に関わるものに加え、子どもの参加の権利が内包されている。

保育所の特性の一つである「養護」の側面は「生命の保持」と「情緒の安定」に具体化され、保育所保育指針解説書では、特に「生命の保持」を「生存権を保障すること」と位置づける³⁸⁾。教育・保育要領でも、同様に園児の生命の保持が保育の基本とされる³⁹⁾。歴史的にみても、明治・大正期の先駆的な保育事業では、子どもの生存権と発達権が視野にあり⁴⁰⁾、これらの権利が保育の基盤に内包されていても何ら不思議はない。

また保育所や幼稚園などの社会的な保育施設を利用するということは、それ自体が一つの「社会参加」との見方もあろうが、ここでの保育は単に「預かり」の機能に終始するものではない。保育を通して保護される権利、発達の権利が保障されていくことはもちろん、一人一人の発達や個人差を踏まえながら、その子なりの意見表明や自由な表現を支え、伝え合うことの喜びと尊重される自己としての感覚が子どもの中に蓄積されていくことを意味するものと思われる。それら一連の積み重ねが子どもの育ちの基盤となり、保育者にとっては毎日の保育の目指すべき価値となるのではないだろうか。

基本的人権及び子ども固有の権利を踏まえ、「子どもにとって最もよいこと」を常に問いかけることによって、あらゆる保育場面が「子どもの最善の利益」に寄与するものとして一貫性を帯びたものへと変容していくと推察される。

(2) 保育の基本的な姿勢と方法

① 保育の基本的な姿勢

保育実践の前提となる「保育の姿勢」には、個性の尊重、可能性の尊重、主体性の尊重、多様性の尊重が整理された。姿勢とは「事に当る態度」⁴¹⁾であり、保育者が保育に携わる際、何に注目し何を価値あるものとして行動するかを意味すると思われる。保育の姿勢は日々の保育実践に浸透し、行為一つ一つとして具体化され

ていくものであろう。現在、すでに保育の基本として「主体性の尊重」が謳われている⁴²⁾。個性や多様性の尊重もまた「その子らしさ」や「あるがまま」を認めることにつながる。子どもの人種、性、宗教、国籍、文化、出生などの違いについて、それを認め合い互いに尊重する姿勢・態度は、子どもの情緒の安定と意欲的な活動につながると思われる。また可能性の尊重については、「今できること」よりも、たとえ今は目に見えなくてもいつか伸びゆく可能性を信頼し、そこに働きかけていこうとすることが、保育者の役割には必須のこととされている⁴³⁾。こうした保育者からの一貫した態度や姿勢によって、子ども一人一人が認められ、守られているという安心感を抱くことができ、健やかな育ちにつながるものと思われる。

②実践的原理としての保育の方法

保育の方法として、乳幼児期にふさわしい生活の保障、子ども理解、養護と教育の一体性、環境を通して行う、生活・遊びを中心とした総合的指導、保護者とのパートナーシップが抽出された。これらは幼稚園教育の基本や保育所における保育の方法としてこれまで示されてきた内容である。さらなる検討は必要ではあるが、実践上の行為の規範となる実践的原理として位置付けられるのではないかと思われた。

(3)「発達の保障」の内容とその構造

①「発達の保障」の構造

保育システムや保育行為のすべてにおいて子どもの最善の利益が考慮される中において、保育の基本的姿勢を備えた保育者による保育実践が行われる。そこで子どもは日々成長・発達していく。保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園は、それぞれに子どもの健やかな発達を目的としており、全国保育士会倫理綱領においても「子どもの発達保障」が謳われている⁴⁴⁾。子どもの固有の権利の保障という観点からも、社会制度の上に成り立つ保育施設は、子どもの「発達の保障」を志向しなければならない。

図1の概念図における「発達の保障」の内容には、子どもの「状態」（情緒の安定、現在を最もよく生きる、自己の可能性の十分な発揮など）と諸能力・諸側面の「発達」（身体機能の発達、自尊感情の形成、主体性の形成など）に関するものが含まれるものとなった。

②すべての発達の基盤としての「情緒の安定」

ここにおいて「情緒の安定」は、すべての発達や主体的行動の基盤としてとらえられた。保育所保育指針解説書において「安定感を持って過ごし、自分の気持ちを安心して表すことができることは、子どもの心の成長の基盤となる」と解説され⁴⁵⁾、幼稚園教育要領解説においても「安定した情緒が支えとなって、次第に自分の世界を拡大し」と述べられており⁴⁶⁾、ともに子どもの成長・発達の基盤としての「情緒の安定」の重要性を示している。アタッチメント理論からも、子どもを常時安定した情動状態に置くことによって、外界への探索活動や学習活動を一貫して促し、持続的で円滑な対人関係の構築を容易にすることが示唆される⁴⁷⁾。「情緒の安定」は他にも、子どもの睡眠の安定や意欲の育ちなどと関連するとされる⁴⁸⁾⁴⁹⁾。「情緒の安定」はあらゆる発達の基盤であり、発達の保障における必須の構成要素と考えられよう。

③「現在を最もよく生きる」と「自己の十分な発揮」

「現在を最もよく生きる」という言葉は、保育所保育指針創設時から保育の目標として掲げられてきた。大人になってからの効用のみに着目するよりも、「今、ここで」の子どもの生活をいかに充実させ、それをいかに未来へつなげていくかを問うものである⁵⁰⁾⁵¹⁾。これに関して幼稚園教育要領、教育・保育要領では、教育・

保育の基本として「自己を十分に発揮すること」が期待されている。潜在的な可能性が環境によって開かれ、相互作用の中で体験が深まり、子どもの心を揺り動かし次の活動を引き起こす。その体験の連なりが子どもの将来へとつながっていくという^{52) 53)}。子どもの権利条約の父J. コルチャックも、子どもの「今日を生きる権利」を求め、その充実した現在を保障しない限り未来はないと主張する⁵⁴⁾。これらはすべて子ども一人一人の潜在的な可能性に着目しそれを“引き出し育む”ことの重要性を捉えたものである。「今」を十分に生きることこそが、潜在的な可能性を顕在化させる近道であり、未来を生きるための力の基礎につながると考えられている。

④発達保障としての「主体性」の形成

保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園ではいずれも子どもの主体的な活動が重視される。しかし「自ら」「意欲的」「自発的」等、主体性に関連する用語は散見されるものの、「主体性」概念そのものが明示されているわけではない。これに関して坂田らは、幼児の主体性を「自分の周りの環境との相互関係の中で、自らのあり方を感じ取り、判断し、自らのこととして行動できる態度・能力」と定義し、主体性を構成する4つの基本的因子（自律、自発、自立、独立）を見出している⁵⁵⁾。倉橋は自発活動の重要性を唱えているが⁵⁶⁾、ここでの整理からすれば、それは主体性の下位概念として、あるいは主体性形成の出発点としてとらえることができるだろう。また1996年中央教育審議会は21世紀を展望した我が国の教育の在り方について、今日の変化の激しい社会を背景として「これからの子供たちに必要となるのは、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調（以下、略）」（下線筆者）するなどの豊かな人間性を育むことが重要とし、これを「生きる力」と称している⁵⁷⁾。ここでいう「生きる力」が、坂田らの示す「主体性」と大きく重なることは明白である。保育を通して現在を最もよく生き、自己の可能性を十分に発揮する中で、周囲との関係を踏まえ、自分で考え、行動する態度や能力を形成していくことこそが、保育における発達保障の大きな「核」と考えられた。

また鯨岡は「子どもはさまざまな経験を潜り抜ける中で次第に主体としての厚みを増していく」と経験を通して成長・変容する主体のありよう述べている⁵⁸⁾。図1の概念図では、発達保障に含まれる「主体性の形成」を、最も上位に位置する概念として配置した。というのも、鯨岡のいうように、子どもの主体性の形成はさまざまな経験を通して培われるものであり、かつ大人になってもなお変容・成長し続けるものとしてとらえられ、作図においては乳幼児期から児童期、さらにはその先への連続性を意識することが必要であると考えられたためである。また主体性の確立には、他者と自己が相互に作用し合うことが必要であるとの指摘から⁵⁹⁾、人とのつながりに重きを置く概念と「個」の成長に関する概念に挟まれる形で主体性の形成を位置づけている。

「情緒の安定」を土台に、子どもは興味や関心を広げ、探索行動を行い、自己の可能性を十分に発揮していく。その繰り返される一連の行為を通して、心身の諸側面が発達し、自尊の感情や他者への信頼感が生まれ、社会生活に必要なスキルを習得していく。さらに自己と他者が相互に作用し合い、ともにさまざまな形で問題解決を実現し、喜怒哀楽を伴った経験を蓄積する。そのような経験を潜り抜け子どもの主体性が形成され、それが未来に続く「生きる力の基礎」として培われていくものと整理された。

(4) 未来社会への貢献と保育の役割

これまで述べてきたように、図1の概念図では、さまざまな場面で子どもの最善の利益が考慮され、子どもの発達保障が目指されていく。そのプロセス全体が保育において「個人の尊厳」を目指す営みであり、子ど

もは尊厳される存在として成長し、未来社会の形成者となって社会に出ていくことが期待されていく。

就学前の子どもを対象とする保育においては、児童期、青年期へと次第に移行する子どもの成長には直接的にはかかわることができない。しかし質の高い保育が、その後の子どもの認知的・非認知的発達、学業成績、継続的な就労、所得、非行・犯罪率や社会保障への依存の低減などに大きな影響を及ぼすといった研究が数多く蓄積されている⁶⁰⁾。保育者がそれぞれに乳幼児期の独自性と保育の重要性をしっかりと認識し、発達にふさわしい保育実践を蓄積していくことによって、子どもたちを自ら「明日を生きる」主体として成長させ、未来社会の担い手として社会へ送り出すことに貢献できると考えられる。また保育を必要とするすべての子どもに保育を保障していくことは、換言すれば「社会全体で子どもを育てる」ことでもある。保育における「今、ここで」を充実させることが、民主的で文化的な国家の発展や人類の福祉、世界平和に貢献していくものと考えられた。

5. まとめと今後の課題

保育士養成テキスト「保育原理」の教授内容に着目し、「保育の原理」に通じると思われる概念を整理した。概念は大きく6つに集約され、個人の尊重、子どもの最善の利益の考慮、発達の保障、未来社会への貢献（以上、認識原理）、保育の姿勢や保育の方法（以上、実践的原理）が考えられた。最も包括的な概念である「個人の尊重」が人類共通の普遍的原理、子どもに着目し保育の営みを通して実現される概念（「子どもの最善の利益の尊重」及び「発達の保障」）が中核的原理とも考えられる。しかしこれらはあくまで「保育原理」のテキストからの抽出であり限界が残る。確固たる「保育の原理」の確立には他専門領域からの知見や、現場の保育者たちの見解も求められる。それら幾重にもわたるプロセスを経て、将来的には保育実践に掲げられる「保育の原理」を構築したい。

引用文献

- 1) 佐藤秀樹他（2014）子ども・子育て支援新制度のメッセージをどう受け止めていくのか。月刊福祉 97(12). 12-25
- 2) 駒村康平（2014）子ども・子育て支援新制度の経済的効果。月刊福祉 97(12). 26-29
- 3) 前掲 1)
- 4) 厚生省児童家庭局長（2000）「保育所の設置認可等について」児発第295号
- 5) 内閣府（2013）「地域型保育事業について」http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_10/pdf/（2015.10.30アクセス）
- 6) 厚生福祉（2014）保育企業に集まる期待。厚生福祉（6077）。10
- 7) 厚生福祉（2013）多様化する保育所と経営⁴⁸⁾。厚生福祉（6040）。6-11
- 8) 吉田正幸（2014）新制度のポイントと保育現場の課題。保育の友 62(8)。11-14
- 9) 渡辺英則（2014）理論と実践をつなぐ真の制度とは。発達（138）。10-16
- 10) 三谷大紀（2014）「乳幼児期における教育」の独自性を考える。発達（138）。17-22
- 11) 改訂新版哲学事典編集委員会（1971）哲学事典。平凡社。458
- 12) 日本大辞典刊行会（1974）日本国語大辞典第7巻。小学館。368
- 13) 前掲 11)
- 14) 前掲 11)
- 15) 村山貞雄監修（1980）幼児保育学事典。明治図書出版。592

- 16) 田中未来他編 (1992) 子どもの教育と福祉の事典. 建帛社. 135、415
- 17) 森上史朗・柏女靈峰編 (2015) 保育用語辞典第8版. ミネルヴァ書房. 4-5
- 18) 前掲 17). 3
- 19) 倉橋惣三 (1924) 自發活動と目的活動: 保育原理の問題. 幼児の教育. 24(2). 36-47
- 20) 堀内文子 (1970) 自発性を尊重した幼児教育方法を一考する. 日本保育学会大会発表論文抄録 (23). 175-176
- 21) 永見勇 (2006) 保育とはどのような営みを意味するのか. 名古屋柳城短期大学研究紀要 (28). 1-11
- 22) 矢藤誠慈郎 (2003) 保育の本質. 民秋言他編. 保育原理. 北大路書房. 2
- 23) 大西正倫 (2008) 幼児への教育とはいったい何をどうすることなのか? 教育学部論集 (19). 135-141
- 24) 林久雄他 (1981) 保育原理. 福村出版. 6
- 25) 民秋言他編 (2003) 保育原理. 北大路書房. iii
- 26) 民秋言 (2009) 保育者養成と「保育原理」. 民秋言編. 保育原理. 萌文書林. 9
- 27) 中谷奈津子 (2015) 保育士養成テキスト「保育原理」の教授内容の分析 (2). 社会問題研究64. 1-12
- 28) 青柳幸一 (1987) 「個人の尊重」と「人間の尊厳」. 横浜経営研究 7(4). 7-27
- 29) 厚生労働省編 (2008) 保育所保育指針解説書. フレーベル館. 15-16
- 30) 子どもの権利委員会 (2005) 一般的意見7号. 乳幼児期における子どもの権利の実施. 平野祐二訳
- 31) 木附千晶・福田雅章 (2005) 子どもの権利条約絵事典. PHP. 8
- 32) 永井憲一・寺脇隆夫・喜多明人他編 (2000) 新解説子どもの権利条約. 日本評論社. 7
- 33) 柏女靈峰監修 (2004) 「全国保育士会倫理綱領ガイドブック」全国社会福祉協議会. 5
- 34) 前掲 29)
- 35) 内閣府他 (2015) 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」フレーベル館. 312
- 36) 鈴木祥蔵 (2000) 「幼保一元化」への提言. 明石書店. 54
- 37) 黒川久美 (2015) 乳幼児期の子どもの権利と保育・療育の今日的課題. 南九州大学人間発達研究 5. 27-34
- 38) 前掲 29). 58
- 39) 前掲 35). 91
- 40) 上笙一郎・山崎朋子 (1994) 日本の幼稚園. ちくま学芸文庫. 84-110. 181-203.
- 41) 新村出 (1989) 広辞苑第3版. 岩波書店. 1054
- 42) 前掲 29). 124
- 43) 文部科学省 (2008) 幼稚園教育要領解説. フレーベル館. 27-29
- 44) 前掲 33)
- 45) 前掲 29). 61-65
- 46) 前掲 43). 30
- 47) 遠藤利彦 (2005) 「アタッチメント理論の基本的枠組み」数井みゆき他編. アタッチメント. ミネルヴァ書房. 8
- 48) 神川康子 (1985) 乳幼児の睡眠. 家政学雑誌 36(12). 985-992
- 49) 天笠茂 (2009) それは情緒の安定から生まれる. 現代教育科学 52(4). 5-7
- 50) 岡田正章他 (1966) 保育所保育指針の展開と指導計画. フレーベル館. 25
- 51) 前掲 29). 21

- 52) 前掲 43). 24
- 53) 前掲 35). 38
- 54) 塚本智宏（2004）コルチャック子どもの権利の尊重. 子どもの未来社. 76
- 55) 坂田憲治他（1994）保育場面における幼児の主体性の捉え方. 愛知教育大学教科教育センター研究報告 (18). 39-46
- 56) 前掲 19)
- 57) 中央教育審議会（1996）21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）
- 58) 鯨岡峻（2010）保育・主体として育てる営み. ミネルヴァ書房. 51-64
- 59) 寺田恭子他（2014）「子どもの主体性を育てる」地域における子育て支援の課題. 保育学研究 52(3). 69-80
- 60) OECD（2011）OECD保育白書. 明石書店. 285-294

Analysis of the Contents in the Textbooks “Principle of Nursery Care and Education” for Training of Nursery Teachers (3)

Natsuko Nakatani

Osaka Prefecture University

Abstract

This study is aimed to define the principles of nursery care and education in the future. In this paper I analyzed the contents in the textbooks and attempted to organize the concepts leading to the principles of nursery care and education. I extracted and organized the key words which seemed to be associated with the principles in descriptions of the textbooks published after the third revision of Guideline for Nursery Care at Day Nursery. As a result, “individual dignity”, “respect of the children’s best interest”, “guarantee of children’s development”, “contribution to the future society”, “attitudes” and “methods” were extracted. My agenda for a further study is to consider philosophy, historical thought, and something other than textbooks as subjects of analysis.

Key Words: Principles of Nursery Care and Education, The Contents of Teaching,
The Textbooks for Training of Nursery Teachers